商品概要説明書

財形住宅貯金

（２０１９年４月１日現在）

商 品 名	・財形住宅貯金
ご利用いただける方	・ＪＡと財形貯蓄契約を締結している企業の満 55 歳未満の勤労者
期　間 （預入期間）	・５年以上
預入方法等 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位 （４）預入貯金の種類	・次の賃金から年１回以上の定期的な天引きにより預入れします。 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ・１回あたり１円以上 ・１円単位 ・預入日の３年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
払戻方法 （１）払出目的 （２）全額払出 （３）２段階払出	・持ち家としての住宅取得又は増改築（以下「住宅取得等」という）の費用の充当に限定されます。 その際、契約の証等所定の書類が必要となります。 ・住宅の取得等の日から１年以内に、取得費用を限度に１回に限り払い出します。 ・住宅取得等の頭金に充当する場合は、所定の期間内に必要書類を提出することを条件とし、残高の 90％又は取得費用のいずれか低い額を限度とし、１回に限り払い出します。 また、１回目の払出後、取得費用の残額について、貯金残高を限度に１回に限り払い出すことができます。 この場合も、所定の期間内に必要書類を提出することが条件となります。
利　　息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税　　金 （５）金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・払戻時に一括して支払います。なお、お申し出により積立額の一部を払い戻す場合は、その指定日に支払います。 ・付利単位を１円とした１年を 365 日とする日割計算で１年ごとの複利計算をします。 ・財形年金貯金と合わせ、550 万円まで非課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	－
付加できる特約事項	－
中途解約時の取扱い	**・上記の目的以外で払い戻した場合は、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済みの利息についても、５年間遡って追徴課税されます。** **・満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱に準じます。**
貯金保険制度 **（公的制度）**	**・保護対象** **当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。**
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置　本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または当ＪＡ担当部署（最終頁をご確認ください。）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

	紛争解決措置	また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３-６８３７-１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は，次の機関を利用できます。上記当ＪＡ担当部署またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会　　（電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる事項	・お一人様一契約となっております。（一般財形貯金、財形年金貯金との併用は可能です。） ・貯金者が退職・役員昇格等により財形住宅貯金の要件に該当しなくなり事業主より「退職等に関する通知書」（退職した日から６か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。 ・貯金者が転職した場合には、一定の手続きをとることにより引き続き非課税扱いを継続できます。	

本商品にかかる当組合の担当部署

JA みなみ信州 金融共済部1階金融店舗（電話：0265-56-2304）